

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例施行規則……………（農産振興課）	1
○北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則……………（畜産振興課）	1
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課）	1

規 則

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例施行規則をここに公布する。
平成31年 3 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第13号

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例施行規則
（趣旨）

第1条 この規則は、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（平成31年北海道条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（優良品種の認定申請）

第2条 条例第8条第2項の規定による申請は、同条第1項の規定による認定を受けようとする年度の11月1日から同月30日までに申請書を知事に提出してしなければならない。

（ほ場の指定申請）

第3条 条例第11条第2項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、申請書を知事に提出してしなければならない。

- (1) 稲、春まき大麦（春期には種する大麦をいう。）、春まき小麦（春期には種する小麦をいう。）及びえんどう 毎年4月10日
- (2) 大豆、小豆、いんげん及びそば 毎年4月30日
- (3) 秋まき小麦（秋期には種する小麦をいう。） 毎年9月10日

（申請書の様式）

第4条 この規則に定める申請書の様式は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第14号

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道家畜保健衛生所条例施行規則（昭和26年北海道規則第220号）の一部を次のように改正する。

別表使用料の部中「500円」を「600円」に改め、同表手数料の部特殊培養の項中「3,040円」を「3,050円」に改め、同部一般血清反応検査の項中「770円」を「780円」に改め、同部特殊血清反応検査の項中「3,050円」を「3,060円」に改め、同部特殊理化学的検査の項中「2,820円」を「2,830円」に改め、同部特殊遺伝子学的検査の項中「5,730円」を「5,770円」に改め、同部総合病性検定の項中「6,550円」を「6,560円」に改め、同部特別診断の項中「5,670円」を「5,680円」に、「12,430円」を「12,490円」に改め、同部焼却の項中「24,300円」を「24,730円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表使用料の部の改正規定は、同年4月1日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第15号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(12) 第13条の2の規定による書面の交付に関する事務

第13条の次に次の1条を加える。

（台帳記載事項証明）

第13条の2 法第12条第8項に規定する台帳の記載事項（法第77条の18第1項の指定の効力を失った、若しくは当該指定を取り消された指定確認検査機関が処分を行った法第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認済証の交付、法第7条の2第5項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付若しくは法第7条の4第3項の規定に基づく中間検査合格証の交付又は法第97条の2第1項の規定に基づき設置された建築主事を廃止した市町村の建築主事が処分を行った法第

6条第4項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認済証の交付若しくは法第7条第5項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付に関するものに限る。）を証する書面の交付を受けようとする者は、別記第6号様式の2の申請書により総合振興局長等に申請しなければならない。

2 前項の書面は、別記第6号様式の2によるものとする。

第23条の2中「別記第14号の2様式」を「別記第14号様式の2」に改める。

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式の2（第13条の2関係）

台帳記載事項証明申請書

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）様

住 所

申請者

氏 名

㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

建築基準法施行細則第13条の2第1項の規定により、建築基準法第12条第8項に規定する台帳に次のとおり（確認済証・中間検査合格証・検査済証）に関する記載事項が記載されていることの証明を申請します。

記

1 建築物の概要

(1) 建築場所、設置場所又は築造場所

(2) 建築物の名称

(3) 主要用途

(4) 延べ面積（建築物全体）	ア 申請部分の面積	m ²
	イ 申請以外の部分の面積	m ²
	ウ 合計の面積	m ²

(5) 建築物の構造

(6) 建築物の階数 地階を除く階数（地上階数）
地階の階数

2 建築主

(1) 住所

(2) 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

3 建築基準法令による処分

(1) 確認済証番号

確認済証交付年月日

（ 構造計算適合性判定結果通知書番号
構造計算適合性判定結果通知書交付年月日 ）

(2) 中間検査合格証番号

中間検査合格証交付年月日

(3) 検査済証番号

検査済証交付年月日

上記のとおり記載されていることを証明する。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）

㊞

備考 申請者氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第14号の2様式中「別記第14号の2様式」を「別記第14号様式の2」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。